

**江東区地域文化施設及び江東区江東公会堂
江東区歴史文化施設
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和2年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
地域振興部経済課及び文化観光課所管
公の施設に係る指定管理者選定評価専門部会**

目 次

(江東区地域文化施設及び江東区江東公会堂)

I 施設の概要	．．．．．	P 1
II 指定管理者（候補者）	．．．．．	P 2
III 選定方法	．．．．．	P 7
IV 選定結果	．．．．．	P 9

(江東区歴史文化施設)

I 施設の概要	．．．．．	P 1 9
II 指定管理者（候補者）	．．．．．	P 1 9
III 選定方法	．．．．．	P 2 2
IV 選定結果	．．．．．	P 2 4

《 参考資料 》

江東区地域文化施設事業計画書（概要）	．．．．．	P 3 2
収支計画書（総括表）	．．．．．	P 3 4
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団定款	．．．．．	P 3 5
利用者アンケート結果	．．．．．	P 4 4
外部評価報告書	．．．．．	P 6 7

※事業計画書（概要）は、江東公会堂・歴史文化施設を含む。

江東区地域文化施設及び江東区江東公会堂

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区文化センター

所在地	江東区東陽4-11-3
設置の目的	区民の文化の高揚と福祉の増進を図ることを目的とする。
設置条例	江東区文化センター条例（昭和57年3月31日江東区条例第22号）
開設時期	昭和57年6月5日

(2) 江東区地域文化センター

設置の目的	地域の振興発展に寄与し、区民の文化の高揚と福祉の増進を図ることを目的とする。
設置条例	江東区地域文化センター条例（昭和62年3月14日江東区条例第1号）

① 江東区森下文化センター

所在地	江東区森下3-12-17
開設時期	平成3年12月7日

② 江東区古石場文化センター

所在地	江東区古石場2-13-2
開設時期	平成9年9月23日

③ 江東区豊洲文化センター

所在地	江東区豊洲2-2-18
開設時期	平成元年4月15日。平成27年9月に豊洲シビックセンターに移転。

④ 江東区亀戸文化センター

所在地	江東区亀戸2-19-1
開設時期	平成12年10月1日

⑤ 江東区東大島文化センター

所在地	江東区大島8-33-9
開設時期	平成3年3月9日

⑥ 江東区砂町文化センター

所在地 江東区北砂 5-1-7
開設時期 平成 2 年 4 月 26 日

(3) 江東区総合区民センター

所在地 江東区大島 4-5-1
設置の目的 区民の文化の高揚と福祉の増進を図ることを目的とする。
設置条例 江東区総合区民センター条例（昭和 54 年 3 月 15 日江東区条例第 1 号）
開設時期 昭和 54 年 4 月 1 日

(4) 江東区江東公会堂

所在地 江東区住吉 2-28-36
設置の目的 区民の文化の高揚と福祉の増進を図ることを目的とする。
設置条例 江東区江東公会堂条例（昭和 47 年 10 月 2 日江東区条例第 31 号）
開設時期 平成 6 年 12 月 17 日

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

Ⅱ 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

名称 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
所在地 東京都江東区東陽 4 丁目 11 番 3 号
代表者 理事長 谷口 昭生

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

(1) 設立経緯

文化センター等の運営を通じ、区民の文化の高揚と地域コミュニティの交流・振興に寄与すべく、昭和 57 年 3 月に区の出資により設立。

(2) 設立目的

コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。

(3) 事業実績等

昭和57年	3月	財団法人江東区地域振興会設立
	6月	江東区文化センター開館
昭和61年	4月	江東公会堂運営を受託（昭和40年3月開館） 総合区民センター運営を受託（昭和54年4月開館）
昭和62年	5月	施設オンラインシステム稼動
	7月	東大島文化センター開館
平成元年	4月	豊洲文化センター開館
平成2年	4月	砂町文化センター開館
平成3年	3月	東大島文化センター移転、開館
	8月	江東公会堂 全面改築により閉館
	12月	森下文化センター開館
平成6年	12月	ティアラこうとう（江東公会堂）開館
平成7年	4月	チケットオンラインシステム稼動
平成9年	10月	古石場文化センター開館
平成11年	11月	森下文化センターに田河水泡・のらくろ館開設
平成12年	10月	亀戸文化センター開館
	12月	砂町文化センターに石田波郷記念館開設
平成14年	1月	森下文化センターに伊東深水・関根正二紹介展示 コーナー開設
	4月	利用料金制度導入
平成15年	1月	古石場文化センターに小津安二郎紹介展示コーナー 開設
平成18年	4月	江東区文化センター、江東区地域文化センター6館、 江東区総合区民センター、江東区江東公会堂の指定管理 者として指定
	5月	施設・チケット web 予約サービス開始
	9月	講座 web 予約サービス開始
平成22年	4月	公益財団法人へ移行、合わせて公益財団法人江東区文化 コミュニティ財団に名称変更
平成23年	4月	江東区文化センター、江東区地域文化センター6館、 江東区総合区民センター、江東区江東公会堂の指定管理 者として再指定

平成28年 4月 江東区文化センター、江東区地域文化センター6館、
江東区総合区民センター、江東区江東公会堂の指定管理
者として再指定

3 推薦理由

(1) 江東区地域文化施設

選定基準・評価基準に基づき、審査を行った結果、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）を江東区地域文化施設の指定管理者（候補者）として選定することとする。

財団は昭和57年の設立以来、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とした団体であり、これまで区とともに文化行政の発展に寄与してきた。

また、江東区文化センター条例、江東区地域文化センター条例に規定された施設の設置目的（区民文化の高揚と福祉の増進）及び区の新長期計画の基本施策である「生涯にわたり学習できる環境の充実」「文化・歴史の継承と観光振興」についても、今回提出された「事業計画書」に記載されている事業運営・施設運営・組織運営についてのそれぞれの基本的考え方から、区の施策に沿った諸事業の実施が期待できる。

「事業運営」については、これまで蓄積した専門的な知識と事業運営のノウハウ、アーティスト・文化関係者等とのネットワークなど、これまでの実績に裏打ちされた豊富な経験を持つ人的資源を有しており、コミュニティ事業及び文化芸術事業の継続的・安定的な提供に努めている。

具体的に「コミュニティ事業」では、各施設の特徴を活かした「館まつり」や施設が拠点となり区民や地域団体との協働・連携した事業、地域の人材を活用した事業を多数実施している。

「文化芸術活動」に関する取り組みでは、区民が身近に芸術文化に触れる機会を提供するほか、アマチュア芸術文化団体への支援及び区民が主体的に学習活動を持続するためにサークルの支援などを行っている。これらの取り組みは施設管理と一体的に行うことで、地域活力の向上及び地域コミュニティの活性化により大きな効果をもたらしている。また、区民ニーズを踏まえた多様な学習メニューを提供するほか、その修了生の学習成果を地域へ還元する取り組みは、地域社会の発展に大きく寄与し、公益性と地域性を備えた財団ならではの事業である。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた江東区文化プログラムの充実やリカレント教育、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい取り組み等に対しても今後期待するところである。

「施設管理」については、利用者ニーズの把握に努め、公平・平等な対応への取り組みや衛生管理、安全対策、バリアフリー、環境への配慮など、安心安全で利用者の目線に立った運営により、区民サービスの向上に努めている。また、台風時には避難する多くの区民を泊りがけで対応にあたるなど、緊急時対応についても高く評価できる。

「組織運営」については、施設利用者の要望把握のほか、適正な職員配置による人件費の抑制、施設管理業務における仕様書の見直しなど、経費の縮減に努めるほか、各種助成金の獲得や寄附等の外部資金の受け入れなど、効率的な運営を行っている。また、健全な経営状況についても評価するところであるが、適正な会計処理や補助金の執行管理等については、組織運営上必須の事項であり、マネジメント力を一層発揮することが求められる。

このほか、体系に基づいた研修体制等による職員の能力向上や人材育成への取り組み、ICTの利活用やSDGsを踏まえた取り組みなど、更なる区民サービスの向上と効率的かつ質の高い事業運営が期待できる。

（２）江東区江東公会堂

選定基準・評価基準に基づき、審査を行った結果、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）を江東区江東公会堂の指定管理者（候補者）として選定することとする。

財団は昭和57年の設立以来、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とした団体であり、これまで区とともに文化行政の発展に寄与してきた。

また、江東区江東公会堂条例に規定された施設の設置目的（区民文化の高揚と福祉の増進）及び区の新長期計画の基本施策である「生涯にわたり学習できる環境の充実」「文化・歴史の継承と観光振興」についても、今回提出された「事業計画書」に記載されている事業運営・施設運営・組織運営についてのそれぞれの基本的考え方から、区の施策に沿った諸事業の実施が期待できる。

事業運営については、これまで蓄積した専門的な知識と事業運営のノウハウ、アーティスト・文化関係者等とのネットワークなど、これまでの実績に裏打ちされた豊富な経験を持つ人的資源を有しており、コミュニティ事業及び文化芸術事業の継続的・安定的な提供に努めている。

具体的には、舞台芸術を中心に地域住民・施設利用団体・商店街・企業と協働した事業や江東区芸術提携団体である「東京シティ・バレエ団」「東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団」と協力・連携した事業、区民等のアマチュア芸術活動団体に対する協力事業を実施している。これらの取り組みは施設管理と一体的に行うことで、地域活力の向上及び地域コミュニティの活性化により大きな効果をもたらしている。

また、次世代育成を目的とした「ティアラ・ジュニアバレエ教室」「ティアラこうとうジュニアオーケストラ」の運営、芸術系大学のインターンシップの受入れ、芸術提携団体による小学校や老人ホーム、特別支援学校を対象にしたアウトリーチ事業（出張コンサート）など、教育機関等と連携し、芸術文化の教育・普及に貢献している。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた江東区文化プログラムの充実、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい取り組み等に対しても今後期待するところである。

「施設管理」については、利用者ニーズの把握に努め、衛生管理、安全対策など、区民サービスの向上に努めるほか、自動抽選や振込サービスを導入するなど、公平・平等かつ利用者の目線に立った運営を行っている。また、「避難訓練コンサート」では、障害者のほか施設利用者とともに実施するなど、緊急時対応の取り組みについても高く評価できる。

「組織運営」については、施設利用者の要望把握のほか、適正な職員配置による人件費の抑制、施設管理業務における仕様書の見直しなど経費の縮減に努めるほか、各種助成金の獲得や寄附等の外部資金の受け入れなど、効率的な運営を行っている。また、健全な経営状況についても評価するところであるが、適正な会計処理や補助金の執行管理等については、組織運営上必須の事項であり、マネジメント力を一層発揮することが求められる。

このほか、体系に基づいた研修体制等による職員の能力向上や人材育成への取り組み、ICTの利活用やSDGsを踏まえた取り組みなど、更なる区民サービスの向上と効率的かつ質の高い事業運営が期待できる。

Ⅲ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 書類審査

提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。

(2) 候補者からのヒアリング

事業計画書等の内容につき、疑問点等を候補者より聴取した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年2月21日	第1回指定管理者選定評価専門部会	公募・非公募の検討について
令和2年3月27日	第6回公の施設の指定管理者選定評価委員会	次期指定期間の非公募選定について
令和2年4月22日	第2回指定管理者選定評価専門部会（書面開催）	選定基準（案）、評価基準（案）の決定
令和2年5月18日	第2回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和2年6月1日		候補者へ応募書類提出を通知
令和2年6月19日		候補者が応募書類を提出
令和2年7月3日	第3回指定管理者選定評価専門部会	候補者より提出された書類の確認
令和2年7月15日	第4回指定管理者選定評価専門部会	候補者ヒアリング。事業計画書の内容等につき、候補者から聴取
令和2年7月30日	第5回指定管理者選定評価専門部会	候補者に対する評価・推薦書（案）の決定

3 部会員名簿

地域振興部経済課及び文化観光課所管公の施設に係る指定管理者選定評価専門部会

	職 名	氏 名
部会長	地域振興部長	伊東 直樹
副部会長	文化観光課長	古川 謙也
部会員	地域振興部参事	岩井 健
部会員	経済課長	小林 正人
部会員	経済課融資相談係長	岡田 靖明
部会員	経済課産業振興係長	神崎 康範
部会員	文化観光課観光推進係長	武内 律子
部会員	文化観光課文化財係長	井上 義久
外部有識者		
外部有識者		

IV 選定結果

1 書類審査・実地調査の結果

(1) 江東区地域文化施設

◎重点項目は5段階で評価の上、点数を2倍

評価項目			重点項目	配点	合計点	平均点
1	事業運営					
	(1)	施設運営に関する運営方針・基本理念が明確であるか				
	(2)	施設を管理運営するための適正な事業計画書が作成されているか				
	(3)	長期計画等、区の施策方針に沿った運営計画となっているか				
	①	SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取り組みになっているか				
		② ICT を利活用した取り組みとなっているか				
	(4)	緊急時の体制・対策が整備されているか				
	(5)	利用者の個人情報保護のための対応がとられているか				
2	事業内容に関する事項					
	(1)	地域コミュニティの活性化に関する取組				
	①	地域や施設の特色・特性を生かし、住民相互の交流を支援する事業展開となっているか				
		② 文化団体・サークルの支援・育成は十分か				
		③ 各種団体との協働や地域連携に取り組んでいるか				
		④ 次世代育成を意図した取組となっているか				
	(2)	生涯学習に関する取り組み（講座）				
	①	全区民を対象とした、多様な学習の場・機会の提供がされているか				
		② 身に付けた知識・教養を地域へ還元できる取組となっているか				

	(3)	芸術文化振興に関する取組（イベント）	
		①	多様なジャンルの企画となっているか
		②	新たな地域文化の創造への寄与を目指しているか
	(4)	文化情報の収集・発信に関する取組	
		①	多様な情報を提供するシステムとなっているか
		②	情報の収集方法や収集した情報を効果的に活用する方策が示されているか
3	施設管理		
	(1)	衛生的な施設管理がされているか	
	(2)	防犯・防災等、安全対策が構築されているか	
	(3)	施設や備品の適切な維持管理がされているか	
	(4)	自然環境への配慮、緑化の推進がされているか	
	(5)	社会的弱者への配慮がされているか	
4	利用者満足度		
	(1)	区民に対して平等なサービス提供が確保されているか	
	(2)	苦情・要望等の把握や対応する体制が確立されているか	
	(3)	利用者アンケートを適正に行う計画があるか	
	(4)	利用率向上や新たなサービスの創設などサービス向上の工夫があるか	
	(5)	区民との協働や地域連携の取組が図られているか	
	(6)	自主事業の取組が計画されているか	
5	効率的な運営と経費の縮減		

	(1)	効率的な運営を行うための工夫(計画・取組)がされているか					
	(2)	経費を縮減する取組が図られているか					
	(3)	適切な会計処理がなされているか					
6	業務の執行体制						
	(1)	人材育成に関する取組					
	①	計画的な研修体制が整備されているか					
		職員のスキルアップと意欲醸成のための対策がとられているか					
		すべての職員が法令を遵守した活動が行われているか					
	(2)	勤務体制に関する取組					
	①	運営組織は整備されているか					
		職員数、配置、勤務ローテーションは適切か					
		職員の健康管理は適切に行われているか					
	7	経営状況と資産等に関する事項					
	(1)	経営状況が健全であり、管理運営を安定して行う人材・資産を有しているか					
	(2)	管理運営を安定して行うことができる能力と実績を有しているか					
合 計					245	1,782	198.0

審査項目	専門部会としての意見
1. 事業運営	運営方針・基本理念が明確で区の長期計画と連動したものとなっている。また、地域連携の強みを最大限活かした運営方針・基本理念が明確になっている点、台風時の対応など、事故や災害への取組みについても

(2)江東公会堂

◎重点項目は5段階で評価の上、点数を2倍

評 価 項 目			重点項目	配点	合計点	平均点
1	事業運営					
	(1)	施設運営に関する運営方針・基本理念が明確であるか				
	(2)	施設を管理運営するための適正な事業計画書が作成されているか				
	(3)	長期計画等、区の施策方針に沿った運営計画となっているか				
		① SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取り組みになっているか				
		② ICT を利活用した取り組みとなっているか				
	(4)	緊急時の体制・対策が整備されているか				
	(5)	利用者の個人情報保護のための対応がとられているか				
2	事業内容に関する事項					
	(1)	地域コミュニティの活性化に関する取組				
		① 区民の活動の場、発表の場として区民利用を促進する事業企画が提案されているか				
		② 地域の芸術文化団体との連携を図っているか				
		③ 区民交流を目的とした事業企画が提案されているか				
		④ 次世代育成を意図した取組となっているか				
	(2)	芸術文化事業に関する取組				
		① 芸術提携団体と連携した事業展開が図られているか				
		② 区民ニーズに合った多彩な芸術観賞・体験事業の企画が提案されているか				
		③ 新しい芸術創造と独自性のある事業企画が提案されているか				

	(3) 芸術文化の教育・普及に関する取組	
		① ジュニア育成の事業企画が提案されているか
		② 参加型・体験型の多彩なプログラムが提案されているか
		③ 舞台芸術にふれる機会の少ない人を対象にアウトリーチ等の事業企画が提案されているか
	(4) 文化情報の収集・発信に関する取組	
	① 多様な情報を提供するシステムとなっているか	
	② 情報の収集方法や収集した情報を効果的に活用する方策が示されているか	
3	施設管理	
	(1)	衛生的な施設管理がされているか
	(2)	防犯・防災等、安全対策が構築されているか
	(3)	施設や備品の適切な維持管理がされているか
	(4)	自然環境への配慮、緑化の推進がされているか
	(5)	社会的弱者への配慮がされているか
4	利用者満足度	
	(1)	区民に対して平等なサービス提供が確保されているか
	(2)	苦情・要望等の把握や対応する体制が確立されているか
	(3)	利用者アンケートを適正に行う計画があるか
	(4)	利用率向上や新たなサービスの創設などサービス向上の工夫があるか
	(5)	自主事業の取組が計画されているか
5	効率的な運営と経費の縮減	

	(1)	効率的な運営を行うための工夫(計画・取組)がされているか					
	(2)	経費を縮減する取組が図られているか					
	(3)	適切な会計処理がなされているか					
6	業務の執行体制						
	(1)	人材育成に関する取組					
	①	計画的な研修体制が整備されているか					
		職員のスキルアップと意欲醸成のための対策がとられているか					
		すべての職員が法令を遵守した活動が行われているか					
	(2)	勤務体制に関する取組					
	①	運営組織は整備されているか					
		職員数、配置、勤務ローテーションは適切か					
		職員の健康管理は適切に行われているか					
	7	経営状況と資産等に関する事項					
	(1)	経営状況が健全であり、管理運営を安定して行う人材・資産を有しているか					
	(2)	管理運営を安定して行うことができる能力と実績を有しているか					
合 計					245	1,800	200.0

審査項目	専門部会としての意見
1. 事業運営	運営方針・基本理念が明確で区の長期計画と連動したものとなっており、次期指定管理者として十分な体制、事業計画である。 一方、ICTについては、利用者の利便性向上のほか、各施設における効率的な運営と経費の縮減にも利活

6. 業務の執行体制	勤務体制については適切に管理されている。 研修計画や能力開発は適切に行われ、地域に求められる事業を遂行する能力が携わっている。さらに少子高齢化の中で若年層の人材育成は必要であるほか、苦情対応には相応の負担が伴うことから、クレーム対応やメンタルヘルスの研修は特に重要である。 また、組織全体のガバナンスについて、将来を見据えた検討が必要である。
7. 経営状況と資産等に関する事項	ノウハウの蓄積と実績により十分な能力があると認められる。新型コロナウイルス感染症の中、引き続き安定した管理運営を願いたい。

2 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

江東区文化コミュニティ財団は、文化の高揚とコミュニティ振興を実現する文化施設という施設の企画、運営、管理における事業の実施にあたり、指定管理対象施設の受託先としては妥当と考える。特に江東区の地域特性や歴史的背景を十分生かした文化的活動、住民意識を十分に反映した各種の講座・イベント等でのコミュニティ振興活動においては評価すべき点も多い。

しかしながら従来型の手法に拘泥する傾向も見られ、事業の訴求力を増すためのブランディング、ストーリー化、情報発信などにおいて、さらなる戦略構築、手法の工夫が望まれる。

※外部有識者の委員については、体調不良のため評価採点には関与していない。

江東区歴史文化施設

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区芭蕉記念館

所在地	江東区常盤 1－6－3
設置の目的	芭蕉関係資料の収集及び展示をし、俳句等文学活動の振興を図ることによる区民の文化的向上
設置条例	江東区芭蕉記念館条例(昭和 56 年 3 月江東区条例第 27 号)
設置時期	昭和 56 年 4 月

(2) 江東区深川江戸資料館

所在地	江東区白河 1－3－2 8
設置の目的	江戸時代に関する資料等を収集、保存及び展示するとともに、区民の集会の場を提供することによる文化の振興と向上
設置条例	江東区深川江戸資料館条例（昭和 61 年 6 月江東区条例 34 号）
設置時期	昭和 61 年 11 月

(3) 江東区中川船番所資料館

所在地	江東区大島 9－1－1 5
設置の目的	中川船番所を再現し、本区の歴史に関する資料を収集、保存及び展示することによる区民の歴史や文化に対する知的要求の充足
設置条例	江東区中川船番所資料館条例(平成 14 年 10 月江東区条例 50 号)
設置時期	平成 15 年 3 月

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

II 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

名称	公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
所在地	東京都江東区東陽 4 丁目 11 番 3 号
代表者	理事長 谷口 昭生

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

(1) 設立経緯

文化センター等の運営を通じ、区民の文化の高揚と地域コミュニティの交流・振興に寄与すべく、昭和57年3月に区の出資により設立。

(2) 設立目的

コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。

(3) 事業実績等

昭和57年	3月	財団法人江東区地域振興会設立
昭和60年	4月	江東区芭蕉記念館運営受託
昭和61年10月		江東区深川江戸資料館運営受託
平成15年	3月	江東区中川船番所資料館運営受託
平成18年	4月	江東区芭蕉記念館・江東区深川江戸資料館・江東区中川船番所資料館の指定管理者として指定
平成22年	4月	公益財団法人へ移行 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団に名称変更
平成23年	4月	江東区芭蕉記念館・江東区深川江戸資料館・江東区中川船番所資料館の指定管理者として再指定
平成28年	4月	江東区芭蕉記念館・江東区深川江戸資料館・江東区中川船番所資料館の指定管理者として再指定

3 推薦理由

選定基準・評価基準に基づき、審査を行った結果、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下、「財団」）を江東区歴史文化施設の指定管理者（候補者）として選定することとする。

財団は昭和57年の設立以来、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とした団体であり、これまで区とともに文化行政の発展に寄与してきた。

また、江東区芭蕉記念館条例、江東区深川江戸資料館条例並びに江東区中川船番所資料館条例に規定された設置目的（文化の振興と向上）及び区の新長期計画の基本施策である「文化・歴史の継承と観光振興」についても、財団は、今回提出された「事業計画書」に記載されている事業運営・施設運営・組織運営についてのそれぞれの基本的考え方から、区の施策に沿った諸事業の実施が期待できる。

事業運営については、これまで蓄積してきた専門的な知識と運営のノウハウ、ネットワークなど、これまでの実績に裏打ちされた豊富な経験をもつ人的資源を有しており、コミュニティ事業及び伝統文化事業の継続的・安定的な提供に努め

ている。

具体的には、施設の設置目的や特色に基づく各館における資料収集や展示、調査研究に基づいた企画展を開催し、ワークショップや関連講座などの事業と組み合わせ、より幅の広い事業が展開されている。また、小中学校の社会科見学や修学旅行への対応、学芸員実習のほかインターシップ・職場体験の受入れ等、歴史・伝統文化の次世代への育成・継承するための事業展開を提案している。

さらに、地域の賑わい創出の取り組みとして、地域の町会や商店街、民間会社との協働・連携した事業や、解説ボランティアなど地域の人材を活用した事業を実施している。また、清澄庭園や東京都現代美術館など近隣施設と提携するなど、地域に根ざした事業展開は、地域活力の向上及び地域コミュニティの活性化に大きな効果をもたらしている。

資料の保存・活用の取り組みでは、本区の財産でもある歴史・文化資料を継続して収集保存、調査研究していくことが不可欠であり、長期的な視点、地域特性を踏まえた豊富な知識と経験を有する職員の確保と育成が求められており、引き続き管理を担うことが最適である。

「施設管理」については、利用者ニーズの把握に努め、公平・平等な対応への取り組みや衛生管理、安全対策、バリアフリー、環境への配慮など、安心安全で利用者の目線に立った運営により、区民サービスの向上に努めている。

「組織運営」については、施設利用者の要望把握のほか、適正な職員配置による人件費の抑制、施設管理業務における仕様書の見直しなど経費の縮減に努めるほか、寄附等の外部資金の受け入れや資料の有料貸付けなど、効率的な運営を行っている。また、健全な経営状況についても評価するところであるが、適正な会計処理や補助金の執行管理等については、組織運営上必須の事項であり、マネジメント力を一層発揮することが求められる。

このほか、体系に基づいた研修体制等による職員の能力向上や人材育成への取り組み、ICTの利活用やSDGsを踏まえた取り組みなど、更なる区民サービスの向上と効率的かつ質の高い事業運営が期待できる。

Ⅲ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 書類審査

提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。

(2) 候補者からのヒアリング

事業計画書等の内容につき、疑問点等を候補者より聴取した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年2月21日	第1回指定管理者選定評価専門部会	公募・非公募の検討について
令和2年3月27日	第6回公の施設の指定管理者選定評価委員会	次期指定期間の非公募選定について
令和2年4月22日	第2回指定管理者選定評価専門部会（書面開催）	選定基準（案）、評価基準（案）の決定
令和2年5月18日	第2回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和2年6月1日		候補者へ応募書類提出を通知
令和2年6月19日		候補者が応募書類を提出
令和2年7月3日	第3回指定管理者選定評価専門部会	候補者より提出された書類の確認
令和2年7月15日	第4回指定管理者選定評価専門部会	候補者ヒアリング。事業計画書の内容等につき、候補者から聴取
令和2年7月30日	第5回指定管理者選定評価専門部会	候補者に対する評価・推薦書（案）の決定

3 部会員名簿

地域振興部経済課及び文化観光課所管公の施設に係る指定管理者選定評価専門部会

	職 名	氏 名
部会長	地域振興部長	伊東 直樹
副部会長	文化観光課長	古川 謙也
部会員	地域振興部参事	岩井 健
部会員	経済課長	小林 正人
部会員	経済課融資相談係長	岡田 靖明
部会員	経済課産業振興係長	神崎 康範
部会員	文化観光課観光推進係長	武内 律子
部会員	文化観光課文化財係長	井上 義久
外部有識者		
外部有識者		

IV 選定結果

1 書類審査・実地調査の結果

江東区歴史文化施設

◎重点項目は5段階で評価の上、点数を2倍

評 価 項 目			重点項目	配点	合計点	平均点
1	事業運営					
	(1)	施設運営に関する運営方針・基本理念が明確であるか				
	(2)	施設を管理運営するための適正な事業計画書が作成されているか				
	(3)	長期計画等、区の施策方針に沿った運営計画となっているか				
	①	SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取り組みになっているか				
		ICT を利活用した取り組みとなっているか				
	(4)	緊急時の体制・対策が整備されているか				
	(5)	利用者の個人情報保護のための対応がとられているか				
2	事業内容に関する事項					
	(1)	区歴史等資料・管理に関する取り組み				
	①	調査・研究体制とその成果の活用の方策があるか				
		資料収集が施設の特性に合致し、かつ、展示公開に沿ったものと計画されているか				
		資料の保管、保存は的確に行われる仕組みとなっているか				
	(2)	展示等に関する取組				
	①	特別展、企画展、常設展等の展示事業の計画が具体的かつ魅力的なものになっているか				
		他博物館・団体等と相互に連携した事業展開をもっているか				

		③	入館者への展示解説等の体制があるか	
		④	施設の設置目的に沿った自主事業の企画提案と取組が行われているか	
		⑤	多言語化への取組が図られているか	
	(3)	次世代育成に関する取り組み		
		①	小・中学校との積極的な連携が図られているか	
		②	ボランティアの活動支援が図られているか	
		③	博物館実習生やインターンシップの受け入れに積極性がみられるか	
	(4)	広報宣伝活動と地域連携に関する取組		
		①	多様な広報宣伝媒体を利用する方策をもっているか	
		②	地域の活性化と地域づくりとの連携を積極的に進めていく方策をもっているか	
3	施設管理			
	(1)	衛生的な施設管理がされているか		
	(2)	防犯・防災等、安全対策が構築されているか		
	(3)	施設や備品の適切な維持管理がされているか		
	(4)	自然環境への配慮、緑化の推進がされているか		
	(5)	社会的弱者への配慮がされているか		
4	利用者満足度			
	(1)	区民に対して平等なサービス提供が確保されているか		
	(2)	苦情・要望等の把握や対応する体制が確立されているか		

	(3)	利用者アンケートを適正に行う計画があるか
	(4)	利用率向上や新たなサービスの創設などサービス向上の工夫があるか
	(5)	区民との協働や地域連携の取組が図られているか
	(6)	自主事業の取組が計画されているか
5	効率的な運営と経費の縮減	
	(1)	効率的な運営を行うための工夫(計画・取組)がされているか
	(2)	経費を縮減する取組が図られているか
	(3)	適切な会計処理がなされているか
6	業務の執行体制	
	(1)	歴史文化施設の運営に適した人材確保
	①	歴史・文学に精通し、施設の特徴を十分に理解している職員が適切に配置されているか
	②	上記職員を育成する適切な仕組みがあるか
	(2)	人材育成に関する取り組み
	①	計画的な研修体制が整備されているか
	②	職員のスキルアップと意欲醸成のための対策がとられているか
	③	すべての職員が法令を遵守した活動が行われているか
	(3)	勤務体制に関する取り組み
	①	運営組織は整備されているか
	②	職員数、配置、勤務ローテーションは適切か
	③	職員の健康管理は適切に行われているか
7	経営状況と資産等に関する事項	

	(1)	経営状況が健全であり、管理運営を安定して行う人材・資産を有しているか				
	(2)	管理運営を安定して行うことができる能力と実績を有しているか				
合 計				270	1,960	217.8

審査項目	専門部会としての意見
1. 事業運営	区の長期計画と連動したものとなっており、運営方針・基本理念が明確でそれに沿った計画となっている。 コロナ禍での事業の進め方、方向性が示されていない。また、I C Tについては、利用者の利便性向上のほか、各施設における効率的な運営と経費の縮減にも活用すべきと考える。 資料館としての機能は維持しつつ、新しいアイデアや積極的な情報発信を通じて集客力の向上に努め、安定した運営となるよう期待する。
2. 事業内容に関する事項	地域の歴史文化を理解するための施設として機能している。歴史資料の収集・管理・展示などは各施設の特性を活かした取り組みが行われており評価できる。また、江東区の歴史文化の発信や多元語化への取り組みは評価できる。 コロナ禍の視点が不足している。将来の江東区を担う次世代育成のためには、裾野を広げるため、小・中学校とのより積極的な連携が必要と考える。学校教育と連携した次世代育成の取り組みをすすめてもらいたい。観光事業との連携について努力の跡は見受けられるが、更なる工夫を検討し、来館者アップに向けた取り組みを要望する。観光資源としての受入れ体制やP R方法についても引き続き検討いただきたい。メディア露出をもっと工夫した方が良い。
3. 施設管理	安全で適切な管理となっている。地球温暖化対策や省エネ対策への取り組みは評価する。

2 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴



江東区文化コミュニティ財団は、文化の高揚とコミュニティ振興を実現する文化施設という施設の企画、運営、管理における事業の実施にあたり、指定管理対象施設の受託先としては妥当と考える。特に江東区の地域特性や歴史的背景を十分生かした文化的活動、住民意識を十分に反映した各種の講座・イベント等でのコミュニティ振興活動においては評価すべき点も多い。

しかしながら従来型の手法に拘泥する傾向も見られ、事業の訴求力を増すためのブランディング、ストーリー化、情報発信などにおいて、さらなる戦略構築、手法の工夫が望まれる。

※外部有識者の  委員については、体調不良のため評価採点には関与していない。